

工事検査ワンポイントアドバイス 「中間検査のススメについて」

工事検査通信 No.68

発行： R3年7月30 日

出納局 工事検査課



唐井検査員、4月から検査を実施してきて気になる点があると聞いていますが。

中間検査を実施した数件で、仕様書と異なる施工状況を見つけ、手直しを指示しました。手直しが間に合ったから良いものの竣工検査だったら大変なことになっていましたね。



これは中間検査受検の効果と考えて良いですね。今回は「中間検査」の概要とその効果について、教えてください。

はい、わかりました。まず、中間検査は出来形・品質及び適正な施工確保のための「工事の重要な変化点等で実施する検査」であり、「竣工検査で出来形、品質の確認が困難となる工事」を対象としています。



「竣工検査で確認できない」とは、どのようなものですか？

代表例を紹介すると、
(1)杭基礎や地盤改良工事を含む基礎工事
(2)鉄筋コンクリート構造物の配筋
(3)鋼構造物の工場製作及び仮組
(4)竣工時に見えなくなる構造物
その他、仮設足場やモノレール等の仮設物を撤去すると完成検査が困難になる工事などですね。



中間検査の効果（メリット）について教えてください。

主な効果は、
(1)品質・出来形の向上が図られること。
(2)不適合発生リスクが軽減されること。
(3)竣工検査時の負担が軽減されること。
ですね。

更に、技術的観点の指導により、設計側、施工側の相互理解を深め「技術力向上」にもなります。

以上のような中間検査における適切な指導の効果もあり、不適合工事はR元年度の14件からR2年度は4件と大幅に減少しました。





それぞれ具体的な事例があれば示してもらえますか？

以下のような事例があります。

1.配筋の施工状況確認

鉄筋の役割と適正な配筋について、発注者、受注者間とも認識が深まり、よりの確な施工が行われました。（品質・出来形の向上）

2.現場密度試験の個数・頻度の是正

不適合工事の原因として多い現場密度試験回数について、追加試験や受発注者間の協議書の内容を確認してその不備を指導することで、不適合工事を回避しました。（不適合リスクの軽減）



中間検査で注意しなければならないことはありますか？

中間検査で出来形・品質を確認したものは、以降検査の対象から除外しますが、工事目的物の引き渡しを伴わないので、竣工までの間、現場の適切な管理が必要となります。

また、部分使用（約款第34条）後に修繕が必要となった場合は、修繕後に出来形・品質の再確認が必要となります。



中間検査の導入により、適正な施工確保、不適合工事の防止、業務の大幅な効率化など、メリットはあってもデメリットはありませんので、積極的な受検をおすすめしたいですね。



そうですね。様々なメリットがある中間検査をどんどん活用して工事の品質を確保してほしいですね。

●本日のポイント

中間検査は出来形・品質及び適切な施工を確保するため、工事施工中の重要な変化点等で実施する検査です。特に竣工検査時に出来形・品質の確認が困難となる工事は中間検査の受検をお願いします。また、中間検査は不適合工事の発生リスクの軽減の他、様々なメリットがあります。積極的に活用しましょう。

【関係資料】

『中間検査実施要領』（平成29年4月改正 工事検査課）

『中間検査実施要領の運用』（平成27年4月改正、工事検査課）

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：唐井(からい)検査員



：渋井(しぶい)検査員